



百年の杜づくり



未来の杜せんだい2023
～ Feel green! ～

記者発表資料
令和5年4月25日
(担当) 建設局百年の杜推進課
熊谷
(内線) 723-4470
(直通) 214-8391

建築敷地内の緑化に対する助成事業の拡充 グリーンインフラ推進助成事業を実施しています

本市ではこれまで、建築物緑化助成事業と街かど緑化助成事業により建築物の緑化に対する助成を行ってきましたが、助成対象に雨庭や屋内緑化を加えるなどの拡充を図りながら制度の見直し・統合を行い、今年度より新たにグリーンインフラ推進助成事業を開始しています。

この事業は、市内の緑化重点地区^{*1}内の建築物において対象となるグリーンインフラの整備を行った個人・事業主の方に対して、植栽費用の2分の1の額を助成するものです。

せんだい都心再構築プロジェクトにより少しずつ都心部のビル建て替えが進む中、未来の杜せんだい2023の開催により都市緑化への関心が高まるこの機会を捉え、緑豊かなまちづくりによる「杜の都・仙台」のさらなる都市ブランドの向上を目指します。

1 対象となる区域

市内の緑化重点地区（仙台都心部、あすと長町、卸町、泉中央の4地区）

2 対象者

緑化重点地区内の建築物においてグリーンインフラの整備を行う個人・事業主

3 対象となるグリーンインフラ

屋上緑化、壁面緑化、接道部緑化、雨庭、屋内緑化

* 事業を行う敷地において条例等による緑化の義務付けがある場合、当該義務面積部分は助成対象となりません

* 令和4年度までに緑化計画書^{*2}の認定を受けている部分は助成対象となりません

4 助成額

植栽費用の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）

ただし、合計で上限500万円（接道部緑化は上限50万円）

5 特例措置

仙台都心部緑化重点地区において、「建築物等緑化の質に関する評価基準^{*3}」により80点以上となる質の高い緑化を実施した場合には、上限額が1千万円となります。

6 申請について

(1) 申請期限 グリーンインフラ工事着手予定日の1カ月前

(2) 申請方法

申請書等、必要書類を持参により百年の杜推進課宛てに提出してください。

(提出先) 市役所二日町第五仮庁舎（オンワード樫山仙台ビル）4階

* 助成事業の詳細、申請書類のダウンロード等は市ホームページをご覧ください

(URL) <https://www.city.sendai.jp/ryokukasuishin/gijosei.html>

裏面につづく

※1 緑化重点地区

都市緑化法に基づき定めた「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。

※2 緑化計画書

杜の都の環境をつくる条例に基づき、1,000㎡以上の土地または敷地において建築行為等を行う場合、あらかじめ当該建築行為等にかかる土地または建築敷地内についての緑化に関する計画書を提出し、市長の認定を受けなければならないこととしている。

※3 建築物等緑化の質に関する評価基準

建築物等緑化ガイドライン（令和4年11月策定）に基づく質の高い緑化を促進するに当たり、緑化の質を適正に評価するため定めた基準。

現在位置 [ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [自然・動物・農業](#) > [緑・公園・河川](#) > [みどりのイベント・助成・申請など](#) > [みどりの助成制度](#) > [グリーンインフラ推進助成事業](#)

更新日：2023年4月17日

グリーンインフラ推進助成事業

助成対象

市内の緑化重点地区内で、建築物の敷地内にグリーンインフラの整備を行う個人や事業者が対象です。助成対象となるグリーンインフラは、屋上緑化、壁面緑化、接道部緑化、雨庭、屋内緑化です。申請年度内に完了見込みの事業が対象です。

※事業を行う敷地において社の都の環境をつくる条例等により緑化の義務付けがある場合、当該義務面積部分は助成対象となりません。また、令和4年度までに緑化計画書の認定を受けている部分についても助成対象となりません。

※建築物の販売等の利益を目的とした事業は助成対象となりません。

※他の助成事業を受けている部分については助成対象となりません。

要綱

Word [「仙台市グリーンインフラ推進助成金交付要綱」\(ワード：51KB\)](#)

基準

共通事項

- 助成対象とする緑化手法ごとの植栽面積が10平方メートル以上
- フランターを使用する場合は1基あたりの容量が100リットル以上

屋上緑化

- 広く一般に開放されること（開放時間の設定は可）
- セグム等による薄層緑化でないこと

壁面緑化

- 道路から容易に見ることができるところ
- 地上高10メートル以下の高さであること
- つる性植物を登はん又は下垂させる場合にあっては、植栽延長1メートルあたり3本以上

接道部緑化

- 道路から容易に見ることが出来る奥行5メートル以内の場所での樹木による緑化
- 樹高1.5メートル以上の樹木が1本以上あること
- 助成対象となる他の緑化手法と併せて実施すること

雨庭

- 窪地や雨樋の接続等により周囲から雨水を集水する構造であること
- 植栽地下部に砕石層（原則30センチ以上）又は浸透施設が整備されること

屋内緑化

- 広く一般に開放されること（開放時間の設定は可）
- 植栽の付近にベンチ等が設置されること

助成額

植栽費用の2分の1の額（1,000円未満切捨て）。

ただし、合計で上限500万円（接道部緑化は上限50万円）。

※助成額の決定にあたっては、公共工事の積算価格を参考として見積額の審査を行います。

特別措置

仙台都心部緑化重点地区においては、質の高い緑化を実施した場合に上限額が1,000万円となります。

※「質の高い緑化」とは、「建築物等緑化の質に関する評価基準」により80点以上となるものです。

申請方法

着手予定日の1か月前までに、百年の杜推進課へ。申請期限は毎年2月末日。

[「申請書類はこちらからダウンロードいただけます」](#)

お問い合わせ

建設局百年の杜推進課
仙台市青葉区二日町12-34二日町第五坂宇舎4階
電話番号：022-214-8389 ファクス：022-216-0637

仙台市役所 法人番号 8000020041009

〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 | 代表電話 022-261-1111

市役所・区役所など一般的な業務時間は8時30分～17時00分です。

（土日祝日および12月29日～1月3日はお休みです）ただし、施設によって異なる場合があります。

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.